

# 平成31年2月市議会建設水道委員会資料

## 第41号議案 長崎市水道事業給水条例等の一部を 改正する条例

目次	ページ
1 条例の改正概要 -----	1～2
(1) 改正理由 -----	1
(2) 改正内容 -----	1
ア 長崎市水道事業給水条例 -----	1
イ 長崎市下水道条例 -----	1
ウ 長崎市集落排水処理施設条例 -----	1
(3) 施行期日 -----	1
(4) 経過措置 -----	2
2 一般家庭における影響額 -----	2～3
(1) 上下水道料金 -----	2
(2) 水道利用加入金 -----	3
3 大口使用者における影響額 -----	3
4 新旧対照表 -----	4～7
(参考) 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の 見直しについて -----	8

上 下 水 道 局

平成31年2月



## 1 条例の改正概要

### (1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため水道料金等を改正しようとするもの。

### (2) 改正内容

#### ア 長崎市水道事業給水条例

##### (ア) 第 24 条関係 (水道料金)

(現 行) 表により算出した額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。(1 円未満切り捨て)

(改正案) 表により算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。(1 円未満切り捨て)

##### (イ) 第 31 条の 3 関係 (水道利用加入金)

(現 行) 表に定める額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。

(改正案) 表に定める額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

#### イ 長崎市下水道条例

##### (ア) 第 14 条関係 (下水道使用料)

(現 行) 表により算出した額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。(1 円未満切り捨て)

(改正案) 表により算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。(1 円未満切り捨て)

#### ウ 長崎市集落排水処理施設条例

##### (ア) 第 14 条関係 (使用料)

(現 行) 表により算出した額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。(1 円未満切り捨て)

(改正案) 表により算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。(1 円未満切り捨て)

### (3) 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

(4) 経過措置

ア 水道料金、下水道使用料及び集落排水処理施設使用料

平成 31 年 11 月分の料金、使用料から新税率を適用し、10 月分までの料金、使用料については、旧税率を適用する。

イ 水道利用加入金

平成 31 年 10 月 1 日以後に給水装置の新設工事又は改造工事の申込みを行った者に係る加入金から新税率を適用し、同日前に給水装置の新設工事又は改造工事の申込みを行う者に係る加入金については、旧税率を適用する。

2 一般家庭における影響額

(1) 上下水道料金（下水道は集落排水処理施設含む）

(メータ口径 20 ミリ以下)

(単位：円)

使用量 (世帯人数の目安)	区分	現行 (8%)	改正案 (10%)	影響額	
				月額	年額
7 m <sup>3</sup> (単身世帯)	水道	1,398	1,424	26	312
	下水道	1,231	1,254	23	276
	計	2,629	2,678	49	588
15 m <sup>3</sup> (2人世帯)	水道	3,029	3,085	56	672
	下水道	2,268	2,310	42	504
	計	5,297	5,395	98	1,176
20 m <sup>3</sup> (3人世帯)	水道	4,433	4,515	82	984
	下水道	3,240	3,300	60	720
	計	7,673	7,815	142	1,704
25 m <sup>3</sup> (4人世帯)	水道	5,837	5,945	108	1,296
	下水道	4,212	4,290	78	936
	計	10,049	10,235	186	2,232

(2) 水道利用加入金

(メータ口径 20 ミリ)

(単位：円)

	現行 (8%)	改正案 (10%)	影響額
水道利用加入金	143,640	146,300	2,660

3 大口使用者における影響額

上下水道料金 (下水道は集落排水処理施設含む)

(単位：円)

使用量 (水道メータ口径)	区分	現行 (8%)	改正案 (10%)	影響額	
				月額	年額
100 m <sup>3</sup> (25 ミリ)	水道	30,888	31,460	572	6,864
	下水道	30,402	30,965	563	6,756
	計	61,290	62,425	1,135	13,620
500 m <sup>3</sup> (50 ミリ)	水道	205,740	209,550	3,810	45,720
	下水道	229,122	233,365	4,243	50,916
	計	434,862	442,915	8,053	96,636
1,000 m <sup>3</sup> (75 ミリ)	水道	424,980	432,850	7,870	94,440
	下水道	477,522	486,365	8,843	106,116
	計	902,502	919,215	16,713	200,556
5,000 m <sup>3</sup> (100 ミリ)	水道	2,142,720	2,182,400	39,680	476,160
	下水道	2,464,722	2,510,365	45,643	547,716
	計	4,607,442	4,692,765	85,323	1,023,876

4 新旧対照表

(1) 長崎市水道事業給水条例新旧対照表（抜粋）

現行	改正案																																				
<p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(加入金の額)</p> <p>第31条の3 加入金の額は、給水装置の新設工事については、次の表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、給水装置の改造工事については、改造後のメーター口径に係る次の表に定める額から改造前のメーター口径に係る次の表に定める額を控除した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーター口径</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">133,000</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">250,000</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">760,000</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">1,160,000</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">2,800,000</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">4,850,000</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">10,500,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定めのないメーター口径に係る金額は、管理者が別に定める。</p>	メーター口径	金額	13ミリメートル	60,000円	20ミリメートル	133,000	25ミリメートル	250,000	40ミリメートル	760,000	50ミリメートル	1,160,000	75ミリメートル	2,800,000	100ミリメートル	4,850,000	150ミリメートル	10,500,000	<p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(加入金の額)</p> <p>第31条の3 加入金の額は、給水装置の新設工事については、次の表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とし、給水装置の改造工事については、改造後のメーター口径に係る次の表に定める額から改造前のメーター口径に係る次の表に定める額を控除した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">メーター口径</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">60,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">133,000</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">250,000</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">760,000</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">1,160,000</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">2,800,000</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">4,850,000</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">10,500,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定めのないメーター口径に係る金額は、管理者が別に定める。</p>	メーター口径	金額	13ミリメートル	60,000円	20ミリメートル	133,000	25ミリメートル	250,000	40ミリメートル	760,000	50ミリメートル	1,160,000	75ミリメートル	2,800,000	100ミリメートル	4,850,000	150ミリメートル	10,500,000
メーター口径	金額																																				
13ミリメートル	60,000円																																				
20ミリメートル	133,000																																				
25ミリメートル	250,000																																				
40ミリメートル	760,000																																				
50ミリメートル	1,160,000																																				
75ミリメートル	2,800,000																																				
100ミリメートル	4,850,000																																				
150ミリメートル	10,500,000																																				
メーター口径	金額																																				
13ミリメートル	60,000円																																				
20ミリメートル	133,000																																				
25ミリメートル	250,000																																				
40ミリメートル	760,000																																				
50ミリメートル	1,160,000																																				
75ミリメートル	2,800,000																																				
100ミリメートル	4,850,000																																				
150ミリメートル	10,500,000																																				

附 則

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)

13 当分の間、第24条から第26条まで及び前項の規定にかかわらず、旧外海町の池島炭鉱専用水道の給水区域において第20条第1項に規定するメーターを設置していない場合の料金は、1月につき869円とする。ただし、平成17年1月分から平成26年3月分までの料金については、次に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 平成17年1月分から平成20年3月分まで 1月につき430円
- (2) 平成20年4月分から平成23年3月分まで 1月につき567円
- (3) 平成23年4月分から平成26年3月分まで 1月につき703円

附 則

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)

13 当分の間、第24条から第26条まで及び前項の規定にかかわらず、旧外海町の池島炭鉱専用水道の給水区域において第20条第1項に規定するメーターを設置していない場合の料金は、1月につき885円とする。ただし、平成17年1月分から平成26年3月分までの料金については、次に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 平成17年1月分から平成20年3月分まで 1月につき430円
- (2) 平成20年4月分から平成23年3月分まで 1月につき567円
- (3) 平成23年4月分から平成26年3月分まで 1月につき703円

(参考)

基本料金

メーターの口径	金額 (1月につき) (円)
20ミリメートル以下	805
25ミリメートル	1,000
40ミリメートル	2,500
50ミリメートル	4,500
75ミリメートル	9,500
100ミリメートル	16,000
150ミリメートル	33,000
200ミリメートル以上	45,000

従量料金

用途	単位	金額 (円)
一般用	使用水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	70
	使用水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	260
	使用水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	330
	使用水量が100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	396
公衆浴場用	1立方メートルにつき	70
船舶用	1立方メートルにつき	170
臨時用	1立方メートルにつき	396

(2) 長崎市下水道条例新旧対照表（抜粋）

現行				改正案					
<p>(使用料)</p> <p>第14条 使用料は、1月につき次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>				<p>(使用料)</p> <p>第14条 使用料は、1月につき次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>					
種別	基本使用料	従量使用料		種別	基本使用料	従量使用料			
		単位	金額			単位	金額		
一般汚水	1,000円	汚水量が10立方メートルまでの部分	円	一般汚水	1,000円	汚水量が10立方メートルまでの部分	円		
		1立方メートルにつき	20			1立方メートルにつき	20		
		汚水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	1立方メートルにつき			180	汚水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	1立方メートルにつき	180
		汚水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	1立方メートルにつき			395	汚水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	1立方メートルにつき	395
		汚水量が100立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき	460			汚水量が100立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき	460
浴場業汚水	1,000円	1立方メートルにつき	10	浴場業汚水	1,000円	1立方メートルにつき	10		
<p>備考</p> <p>1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。</p> <p>2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。</p>				<p>備考</p> <p>1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。</p> <p>2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。</p>					



(3) 長崎市集落排水処理施設条例 新旧対照表 (抜粋)

現行	改正案
<p>(使用料)</p> <p>第14条 使用料は、1月につき別表に定める基本使用料と従量使用料の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第14条 使用料は、1月につき別表に定める基本使用料と従量使用料の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

別表 (第14条関係)

種別	基本使用料	従量使用料	
		単位	金額
一般汚水	円 1,000	汚水量が10立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	円 20
		汚水量が10立方メートルを超え50立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	180
		汚水量が50立方メートルを超え100立方メートルまでの部分 1立方メートルにつき	395
		汚水量が100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき	460
浴場業汚水	1,000	1立方メートルにつき	10

(参考) 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8%から 10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

1 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。  
75 条例が改正対象。

2 消費税転嫁の方針

(1) 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

(2) 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

3 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位